

2 1 平成23年6月9日申請（平成23年（争）第2号）（接続料の再精算等）

（1）経過

平成23年	
6月 9日	ソフトバンクモバイル株式会社（以下「SBM」という。）から、あっせんの申請。（⇒（2）） 委員会から、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「NTTドコモ」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
27日	あっせん委員（渕上委員長代理、尾畑委員、山本委員及び小野特別委員）の指名。
7月14日	NTTドコモから、答弁書の提出。（⇒（3））
19日	あっせん委員による審議。
26日	SBMから、NTTドコモからの答弁書（7月14日付け）に対する意見書の提出。 NTTドコモから、意見書の提出。 両当事者から意見の聴取。
8月 7日	NTTドコモから、意見書の提出。
8日	SBMから、意見書の提出。
23日	SBMから、NTTドコモからの意見書（8月7日付け）に対する意見書の提出。
24日	NTTドコモから、SBMからの意見書（8月8日付け）に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取。
9月 8日	NTTドコモから、SBMからの意見書（8月23日付け）に対する意見書の提出。
9日	SBMから、NTTドコモからの意見書（8月24日付け）に対する意見書の提出。
20日	SBMから、NTTドコモからの意見書（9月8日付け）に対する意見書の提出。
27日	NTTドコモから、SBMからの意見書（9月20日付け）に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取。
10月21日	SBMから、NTTドコモからの意見書（9月27日付け）に対する意見書の提出。

11月 2日	NTTドコモから、SBMからの意見書（10月21日付け）に対する意見書の提出。
29日	SBMから、NTTドコモからの意見書（11月2日付け）に対する意見書の提出。
12月 9日	NTTドコモから、SBMからの意見書（11月29日付け）に対する意見書の提出。
28日	SBMから、NTTドコモからの意見書（12月9日付け）に対する意見書の提出。
平成24年	
1月10日	NTTドコモから、SBMからの意見書（12月28日付け）に対する意見書の提出。
13日	あっせん委員による審議。
23日	あっせん委員による審議（あっせん打切りを決定）。（⇒（4）） 委員会から、両当事者に対して、その旨を通知。

（2）申請における主な主張

SBMは、NTTドコモの2009年度（平成21年度）以前の相互接続料に関し、原価に販売奨励金等の営業費が算入されていたが、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の水準は「適正な原価に適正な利潤を加えたもの」（注1）とされていることから、接続料から販売奨励金等の営業費を除外するよう求めてきたが、協議不調となった。

そのため、NTTドコモの2009年度（平成21年度）以前の相互接続料について、①販売奨励金等の営業費を除外した接続料を再設定し、再精算すること及び②販売奨励金等の営業費の算入の内訳及び金額を明らかにすることについて、あっせんを申請する。

（注1）電気通信事業法第34条第3項第4号

（3）答弁書における主な主張

NTTドコモは、総務省の策定するガイドラインに従い、粛々と接続料を算定し、適用してきたところである。また、過去の営業費の算入についても、総務省の審議会答申（注2）において「ネットワークの外部性を考慮して接続料を算定する考え方に合理性が認められないわけではないと考えられる」とされており、SBMの主張は何ら根拠のないものとする。

また、2009年度（平成21年度）以前のNTTドコモの接続料については、すでに両社で合意し、協定書を締結してきており、これに反する主張を行うことは認められるべきではなく、既に合意して協定書を締結した過去の接続料に関して、当該議論を行うことは意味のないものとする。

（注2）「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申」（平成21年10月16日 情報通信審議会）

（4）事案の処理

本事案については、3回の意見聴取のほか、多数の意見書のやり取りを行ったが、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したため、あつせんを打ち切ることにした。